

株 主 各 位

神奈川県伊勢原市板戸80番地  
**市 光 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役会長 オードバディ アリ

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、下記「4. 議決権行使についてのご案内」に従って2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県伊勢原市田中348番地  
伊勢原市民文化会館 1階 小ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第92期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第92期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬の付与に係る報酬決定の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

#### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、（3頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。

### (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合

インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」および「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ichikoh.com/ir/stockholder/stock09.html>）に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告および連結計算書類または計算書類の一部であります。また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ichikoh.com/>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ・株主の皆さまにおかれましては、株主総会へのご出席に際し、開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、郵送またはインターネット等によって議決権を行使いただくこともご検討ください。
- ・ご来場される際はマスクを着用いただきますようお願い申し上げます。また、会場においては、手指消毒のためアルコール消毒液を設置するほか、非接触式体温計による検温を実施させていただきます。感染予防にご協力いただけない場合や当日体調がすぐれないとお見受けされる方は、当日ご来場いただきましても入場をご遠慮いただくことがございます。感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・当社役員および株主総会運営スタッフにつきましては、当日は検温を含め、体調を確認したうえで参加するとともに、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・会場につきましては、間隔を空けて座席を配置しております。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・議事運営につきましても、効率的な運営に努め、会議時間の短縮をはかってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、事情をご賢察のうえ、何卒慎重なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ichikoh.com/>）にてお知らせいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

- (2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。  
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要がありますのでご注意ください。

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご利用ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引口座を開設されている証券会社

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 当社グループの現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、東南アジアでの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う部品の供給制約などから、景気回復に一服感がみられる状況となりました。世界経済においては、米国は新型コロナウイルスの感染再拡大はあったものの経済正常化の進展から景気は回復し、中国でも前年の落ち込みの反動から経済活動は回復しました。一方で、アセアンでは、マレーシア、インドネシア、タイのいずれも、夏場にデルタ型変異株を中心とする感染が急拡大したことにより、ロックダウンや出社制限を含む厳しい活動規制が実施され、景気回復の勢いが削がれる状況となりました。

当社グループが属する自動車業界におきましては、世界的な半導体部品の供給不足などの制約はありましたが、前年の新型コロナウイルスの影響による落ち込みに対する反動から、日本国内の自動車生産台数は前年比では増加となりました。アセアンの自動車生産台数についても、マレーシアは前年比マイナスとなりましたが、タイとインドネシアの2ヶ国で前年比プラスとなり、3ヶ国の合計では前年比プラスとなりました。

このような環境のもと、当連結会計年度においては、主力の日本国内、アセアン、中国の3つの地域において、好調な販売状況から売上高は増収を確保し、3つの地域における自動車生産台数の増加率を売上増収率が上回りました。但し、売上高は、年度上期においては前年の落ち込みから反動増となった一方、年度下期においては、半導体の供給不足の深刻化やアセアンにおける新型コロナウイルスの感染拡大再燃等により、売上高は前年比で減少しており、売上の回復基調は減速することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度では、売上高は125,510百万円(前年同期比10.2%増)、営業利益は樹脂等、原材料費高騰の影響はあったものの、近年継続してきた構造改革に伴う固定費削減効果や設備投資による生産性の向上などから5,562百万円(前年同期比125.3%増)となり、経常利益は投資利益1,333百万円の計上もあり6,506百万円(前年同期比28.9%増)となりました。また、特別損失として減損損失190百万円を計上したことや繰延税金負債の認識などにより、親

会社株主に帰属する当期純利益は3,983百万円(前年同期比39.4%増)となりました。

セグメントの業績は、自動車部品事業におきましては、主力の日本国内、アセアン、中国の3つの地域において、売上高は自動車生産マーケットを上回る増収を確保し、売上高は117,819百万円(前年同期比11.0%増)、営業利益は5,079百万円(前年同期比122.5%増)となりました。

用品事業におきましては、量販店向け売上は減少したものの、輸入車も含めたディーラー向けのワイパーの販売が好調であったことなどから、売上高は8,521百万円(前年同期比5.8%増)と増収を確保し、間接費用の削減効果もあり営業利益は435百万円(前年同期比88.8%増)となり、増収増益を確保しました。

配当につきましては、当社は、(1)内部留保を活用した研究開発および設備投資により企業価値の向上を図ること、および、(2)株主の皆さまに対する利益還元の上昇を図ってゆくこと、これら(1)(2)の双方を達成することを経営の重要課題と考えております。かかる基本方針に基づきまして、2021年12月期の配当につきましては、中間配当は株主の皆さまへの利益還元を継続する観点から1株当たり3円50銭とさせていただきます。期末配当につきましては、厳しい競争環境を勝ち抜く競争力を確保するために旺盛な技術開発の資金需要があることなどを総合的に考慮し、1株当たり3円50銭とし、年間配当は7円とさせていただきますと存じます。

(注) この事業報告は、以下のとおり記載しています。

1. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。
2. 千株単位の記載株数は、単位未満を切り捨てています。

区 分	売 上 高	営 業 利 益
自動車部品事業	117,819百万円	5,079百万円
用品事業	8,521百万円	435百万円
その他事業	1,039百万円	44百万円

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は5,985百万円で、その主な内容は、ランプ類・バックミラー類の新製品・モデルチェンジへの対応や、厚木製造所の新設に伴う設備ならびに生産性向上のための設備投資等でありませ

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、新規の資金調達は実行していません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	2018年度 第 89 期	2019年度 第 90 期	2020年度 第 91 期	2021年度 第 92 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	140,600	133,053	113,859	125,510
経 常 利 益 (百万円)	9,694	7,363	5,048	6,506
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,756	5,214	2,857	3,983
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	101.54	54.26	29.73	41.44
総 資 産 (百万円)	102,416	109,813	109,634	112,521
純 資 産 (百万円)	39,997	45,405	44,544	49,402
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	403.79	460.23	453.15	507.71

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

ヴァレオ・バイエン、および同社の親会社であるソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオ (Société de Participations Valeo)、ならびにソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオの親会社であるヴァレオ社 (Valeo S.A.) が当社の親会社に該当しており、当社の株式を58,791千株 (出資比率61.16%) 保有しております。

なお、親会社グループを含めた資金効率向上を図るため、当社グループは当連結会計年度末において、親会社およびその関連会社に対して以下の貸付金を有しております。

貸付金 10,186百万円

当該取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項  
親会社およびその関連会社向けの資金貸付または資金調達に当たっては市場金利を勘案して当該利率を決定しております。
- ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由  
上記イに記載のとおりであります。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
P I A A 株 式 会 社	475百万円	100.0%	アフターマーケット向け自動車部品の販売
P I A A C o r p . , U S A	600千ドル	100.0	アフターマーケット向け自動車部品の販売
美 里 工 業 株 式 会 社	95百万円	100.0	自動車部品の製造販売
九 州 市 光 工 業 株 式 会 社	50百万円	100.0	自動車部品の製造販売
イチコウ・マレーシア・SDN. BHD.	9,000千リンギット	70.0	自動車部品の製造販売
P T . イチコウ・インドネシア	133,124百万ルピア	100.0	自動車部品の製造販売
イチコウ・インダストリーズ・タイランド C O . , L T D .	2,360百万バーツ	99.9	自動車部品の製造販売
市光(無錫)汽車零部件有限公司	7,000千ドル	100.0	自動車部品の製造販売

(注) 当社は株式会社ライフエレクトックスの株式の一部を、同社の中国合弁パートナーのグループ企業に2021年6月30日付けで譲渡いたしました。

## (4) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、自動車用ランプ類およびバックミラー類の製造および販売を主たる事業とし、大要は次のとおりです。

区 分	主 要 製 品 名
ラ ン プ 類	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ フォグランプ、その他
バ ッ ク ミ ラ ー 類	ドアミラー、インサイドミラー、電子ミラー、その他
そ の 他 自 動 車 用 部 品	ワイパー、その他
非 自 動 車 用 部 品	鉄道車両用ランプ、住宅機器部品、その他

(5) 主要な営業所および工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県伊勢原市	中 部 支 店	愛知県名古屋
伊勢原製造所	神奈川県伊勢原市	太 田 営 業 所	群馬県太田市
厚木製造所	神奈川県厚木市	東 京 営 業 所	東京都新宿区
藤岡製造所	群馬県藤岡市	大 阪 営 業 所	大阪府吹田市
ミラー製造所	群馬県藤岡市		

② 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
P I A A 株 式 会 社	東京都文京区	イチコウ・マレーシア・SDN. BHD.	マレーシア ネグリ・センピラン州
美里工業株式会社	群馬県藤岡市	P T . イチコウ・インドネシア	インドネシア ウエストジャワ州
九州市光工業株式会社	大分県中津市	イチコウ・インダストリーズ・ タイランド C O . , L T D .	タイ王国アマタ市
P I A A C o r p . , U S A	米国オレゴン州	市光(無錫)汽车零部件有限公司	中華人民共和国江蘇省

(注) 当社は株式会社ライブエレクトックスの株式の一部を、同社の中国合弁パートナーのグループ企業に2021年6月30日付けで譲渡いたしました。

(6) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
3,519名 (1,435名)	83名減 (90名増)

(注) 従業員数は契約期間に定めのない従業員であり、パートおよび派遣社員等、契約期間に定めのある従業員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,823名 (875名)	81名増 (72名増)	41.6歳	17.1年

(注) 従業員数は契約期間に定めのない従業員であり、パートおよび派遣社員等、契約期間に定めのある従業員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しています。

## (7) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,694百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,521百万円
ヴ ァ レ オ 社	2,000百万円

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、『照らす』『映す』で、安全・安心・快適なドライビング環境を創造することをミッションとしており、「ものづくりの会社として環境に配慮し、常に先進技術に挑戦し、最適のソリューションを提供することで、お客様と社会に喜ばれる企業を目指す」ことを目標として掲げております。

当社グループのマーケットである自動車生産台数の中長期の見通しを鑑みますと、日本国内は少子高齢化の影響から頭打ちの傾向にあり、生産台数の増加による需要増は中国やアセアンに求められます。また、環境規制やIT技術の進展などから電気自動車や自動運転などへのニーズが高まってきており、自動車産業は大きな転換点にあります。このような市場動向を踏まえ、日本国内では、LEDヘッドランプモジュール、HD（高解像度）ライティング、従来のラジエターグリルに代わる新しいライティング商品”e-Grille”など、電動化や自動運転に対応した新製品開発を通じ、付加価値の増加による成長を図ってまいります。一方、アセアン、中国といった海外では、日本国内で培った高い技術力を活かしつつ、生産台数の増加を含めた需要を獲得していくことが、当社グループの成長戦略であります。

最近では、自動運転技術の進展など、自動車部品に求められる機能が多様化してきており、これまで以上に早いスピードで大きな変化が生じていくものと考えられます。その中で、部品の高付加価値化と低コスト化の二極化はさらに進んでいくものと見込まれ、製品の研究開発のみならず、コスト競争力強化のための製造技術の開発もさらにスピードを上げていく必要があります。一方で、新型コロナウイルス感染対策ではオミクロン型の感染拡大などによる部品供給や景気への影響、地政学的リスクの増大、環境負荷軽減のための取り組みコストの増大など経営環境の不確実性が増してきていることから、自助努力による財務基盤の拡充も重要な課題であります。

これらの当社の成長戦略や課題に対処するため、ヴァレオ社とのシナジー強化を最大限、図ってまいります。具体的には、コスト競争力のある地域の開発拠点の活用、スケールメリットを活かした共同調達や共同研究開発による費用低減、自動化やデジタル化など先進技術の工場への導入による生産性の向上、顧客基盤の拡大や地理的な相互補完関係を活かしたグローバル市場での追加のシェア獲得、親会社との資金貸借による金利メリットの享受など、広範囲におよびます。

当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴う市場選択につきまして、2021年12月に「プライム市場」を選択すると共に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を同取引所に提出いたしました。この計画書では、①流通株式比率の向上、②ガバナンス体制の整備、③サステナビリティなどへの取り組み、の3分野について2024年までの3年間で改善する計画となっております。

ガバナンス体制の整備については、内部統制システムの強化のため、取締役会、報酬委員会や利益相反監視委員会における独立取締役の構成比率の見直しを図る計画です。また、サステナビリティ分野については、親会社の方針に沿って、2050年のカーボンニュートラルを目指すこととし、2021年8月にその推進組織であるサステナビリティコミッティーを発足いたしました。今後、目標達成のためのロードマップ作成などを進めてまいります。その他、内部統制システムの強化により、財務報告の信頼性の確保、リスク管理の徹底などを図ることにより、当社グループの業務に携わる全ての関係者のコンプライアンス意識を向上させることに努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社の概況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 96,292,401株  |
| ③ 株主数      | 5,592名       |
| ④ 大株主      | 上位10名        |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
ヴァレオ・バイエン	58,791千株	61.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,491千株	5.71%
株式会社みずほ銀行	4,775千株	4.96%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,156千株	3.28%
ダイハツ工業株式会社	2,712千株	2.82%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS	1,438千株	1.49%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	1,422千株	1.48%
日本生命保険相互会社	1,040千株	1.08%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	651千株	0.67%
株式会社市川ビジネスセンター	486千株	0.50%

(注) 持株比率は自己株式(176,543株)を控除して計算しております。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	オードバディアリ	監査室管掌、株式会社ヴァレオジャパン 代表取締役社長、ヴァレオカパックジャパン株式会社 取締役
代表取締役社長CEO	ヴィラットクリストフ	ライティング事業本部長
代表取締役副社長CTO	宮 下 和 之	開発本部・先行開発本部担当 プロジェクトマネジメント本部長
取 締 役	中 野 秀 男	ミラー事業本部長
取 締 役 C F O	白 土 秀 樹	経営企画室・法務室・経理本部担当
取 締 役	アーバン アラン	経理本部長
取 締 役	マルテネリ マウリツォ	ヴァレオビジビリティシステムビジネスグループ 社長、ヴァレオ S. p. A. 取締役兼法定代表、ヴァレオヴィジョン S A S 社長、ヴァレオオイルミネーション S. A. U. 取締役兼会長兼法定代表、ヴァレオヴィジョンベルシック 取締役兼法定代表
取 締 役	ガルニエ ロドルフ	ヴァレオビジビリティシステムビジネスグループ ファイナンスアンドディベロップメント担当副社長
取 締 役	青 松 英 男	DRCキャピタル株式会社 代表取締役社長、JPH株式会社 代表取締役CEO、スーパーレジン工業株式会社 取締役、株式会社小堀酒造店 取締役
取 締 役	ラヴィンニュ ジャンジャック	フィブ日本総代表
常 勤 監 査 役	加 藤 伸 曜	
監 査 役	鶴 卷 暁	上條・鶴巻法律事務所（弁護士）、株式会社ベルシステム24ホールディングス社外取締役
監 査 役	スベストル ピエール	

- (注) 1. 取締役青松英男およびラヴィンニュ ジャンジャックの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は、東京証券取引所に対して、取締役青松英男およびラヴィンニュ ジャンジャックの両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役鶴巻 暁およびスベストル ピエールの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、当社は、東京証券取引所に対して、監査役鶴巻 暁およびスベストル ピエールの両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役加藤伸曜氏は、長年、品質関係の業務に従事してきており、品質不正防止の観点から、コンプライアンス、内部統制、監査の知見を有し、また当社内の監査部門においての監査経験を有しております。

#### ② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の地位	氏 名	退 任 日	退任理由	退任時の担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長COO	サワー ハイコー	2021年3月25日	任期満了	該当なし
常 勤 監 査 役	橋 本 寿 来	2021年3月25日	任期満了	該当なし

③ 責任限定契約の内容の概要

取締役青松英男、ラヴィンニュー ジャンジャック、および監査役鶴巻 暁、スベストル ピエール、加藤伸曜の各氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、親会社のヴァレオ社のグループで保険契約している役員等賠償責任保険に加入しており、同社および当社グループの取締役、監査役、執行役員等が被保険者として補償の対象に含まれております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその業務執行に関連して損害賠償請求を受けた場合の損害賠償金および争訟費用等を填補するものであります。当該契約の保険料は、ヴァレオグループおよび当社グループ内で適切に按分を行い負担しております。なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬（2021年1月～2021年12月分）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	賞与	その他	
取締役 (うち社外取締役)	295 (16)	175 (12)	86 (3)	33 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (8)	27 (8)	- (-)	0 (-)	4 (2)
取締役および監査役の合計 (うち社外役員の合計)	323 (24)	202 (20)	86 (3)	34 (-)	13 (4)

(注) 1. 上記には、無報酬の非業務執行取締役2名が含まれておりません。  
2. 数字は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

当社は、基本報酬（固定の月額報酬および、適用がある場合には各種手当）、賞与、株式報酬を取締役の報酬とし、取締役会にて決定した以下の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）に従って取締役の個人別の報酬等の内容を、報酬諮問委員会の答申内容を確認したうえで、取締役会において決定しています。

なお、当社における基本報酬、賞与および株式報酬の構成比率につきましては、原則的な割合を60%：30%：10%とするように制度設計を行っております。また、当社の監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）のみで構成されています。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議の内容は次のとおりです。

区分	報酬区分	株主総会の決議年月日	決議の内容	当該決議の定めに係る役員の数
取締役	基本報酬・賞与	2012年6月22日開催の第82回定時株主総会	取締役の報酬等の額として年額360百万円以内（うち社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）	第82回定時株主総会終結時における取締役8名（うち社外取締役2名）
	株式報酬	2016年6月29日開催の第86回定時株主総会	譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬である金銭債権の総額として年額76百万円以内（うち社外取締役1百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）	第86回定時株主総会終結時における取締役8名（うち社外取締役4名）
		2020年3月26日開催の第90回定時株主総会	本制度に基づく対象取締役全員の報酬基準額の1事業年度当たりの総額は、40百万円（うち社外取締役分6百万円）を上限	第90回定時株主総会終結時における対象取締役8名（うち社外取締役2名）
		2021年3月25日開催の第91回定時株主総会	下記「(ハ) 株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定方針」をご参照ください。	第91回定時株主総会終結時における対象取締役8名（うち社外取締役2名）
監査役	基本報酬	2012年6月22日開催の第82回定時株主総会	監査役の報酬等の額として年額60百万円以内（うち社外監査役12百万円以内。）	第82回定時株主総会終結時における監査役3名（うち社外監査役2名）

(イ) 基本報酬の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬のうち、月額報酬については、最初に取締役に就任した時の月額報酬を、取締役が兼任する執行役員の職位および本部長の兼務の有無を考慮し決定し、2年目以降の月額報酬は、前年度の業績の年間評価、賞与に関して半期ごとに設定するKPI（Key Performance Index）のうち個人目標の達成度合い、および消費者物価指数を踏まえて、毎年増減することとしております。

(ロ) 賞与の業績指標の内容および額または数の算定方法の決定方針

賞与については、半期ごとに、最終的な会社業績に連動する指標という観点から、営業利益率、受注額、キャッシュフロー、販売価格減少率対コスト減少率の比率、開発プロジェクト毎の利益率およびROCE（Return on Capital Employed、使用資本利益率）の中から、各取締役の役割により各人別に5つの目標項目を選定し、各目標項目に対してKPIを設定することとしております。各KPIの達成率が100%未満の場合には0ヵ月分、100%の場合には0.6ヵ月分、100%から150%未満の間

の場合には0.6カ月分から0.9カ月分までの間を比例的に増加する月数分、150%以上の場合には0.9カ月分として各K P Iの評価月数を算出したうえで、5項目のK P Iの評価月数の合計に月額報酬を乗じた額とします。

(ハ) 株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定方針

当社の株式報酬制度は以下の通りです。

(A) 対象取締役

本制度の対象となる取締役は、業務執行取締役（ただし、株式報酬が付与される年に新たに取締役に選任される者で、当該選任前に執行役員として事後交付型株式報酬の付与を受けていなかった者を除きます。）および社外取締役です。（以下「対象取締役」といいます。）

(B) 業績評価期間

本制度により業績を評価する期間は、対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会の開催日の属する事業年度から始まる連続した3事業年度です。（以下「業績評価期間」といいます。）

(C) 本制度の構成および最終交付株式数の計算方法

本制度は、業績評価期間のROA（Return on Asset、総資産利益率）および営業利益率のそれぞれの目標の達成度合いに応じて交付される株式数が決まる部分（以下「業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット」といいます。）、業績評価期間における対象取締役にの会社業績への貢献を定性的に評価して交付される株式数が決まる部分（以下「定性評価型パフォーマンス・シェア・ユニット」といいます。）、ならびに対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会（以下「当初取締役会」といいます。）の開催日の属する事業年度において開催された定時株主総会の日から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」といいます。）に在籍することにより交付される部分（以下「リストリクテッド・ストック・ユニット」といいます。）の3つの部分から構成されます。

(a) 基準交付株式数

まず最初に、業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットの達成度と定性評価型パフォーマンス・シェア・ユニットの評価が全て100%だった場合で、かつ3年間在籍した場合に交付される株式数（以下「基準交付株式数」といいます。）を、当初取締役会の決議において、取締役就任の翌月の月額報酬額に2を乗じた額（但し、当初取締役会において当該額よりも少ない額とすることを決定したときは、その決定された額。以下「報酬基準額」といいます。）を、当該取締役会決議の日の前営業日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）で除することにより決定します。

なお、対象取締役全員の報酬基準額の1事業年度当たりの総額は、本制度の

目的を踏まえ相当と考えられる金額として、40百万円（うち社外取締役分6百万円）を上限とし、各対象取締役の具体的な金額は、報酬基準額に関する上記の定めに従い取締役会において決定することとし、上記の定めに従い計算した報酬基準額の総額が上記の上限を超えることとなる場合には、上限の範囲に収まるよう取締役会において合理的に調整するものとします。

(b)業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

基準交付株式数の50%が業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに割当てられます（以下「業績評価割当株式数」といいます。）。業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに関する最終交付株式数は、業績評価割当株式数に、株価と相関関係の高い指標という観点からROAと営業利益率の目標の達成年数に応じて、以下の表のとおり0%から100%の範囲内で算出される交付率を乗じることにより計算します（以下「業績評価最終交付株式数」といいます。）。達成事業年度が2年の場合には連続または共通する2事業年度に限りません。ROAおよび営業利益率の目標は、業績評価期間中の事業年度毎に、原則として当該事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において毎年定め、ROAと営業利益率の目標達成度は、本制度に基づく事後交付型株式報酬の付与を決定する取締役会において、審議決定します。

業績条件交付率		営業利益率達成年度			
		0年	1年	2年	3年
ROA達成年度	0年	0%	50%	60%	70%
	1年	50%	60%	70%	80%
	2年	60%	70%	80%	90%
	3年	70%	80%	90%	100%

(c)定性評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

基準交付株式数の25%が定性評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに割当てられます（以下「貢献評価割当株式数」といいます。）。定性評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに関する最終交付株式数は、貢献評価割当株式数に、業績評価期間における各対象取締役の貢献度により0%から100%の範囲で決定した交付率（以下「貢献条件交付率」といいます。）を乗ずることにより計算します（以下「貢献評価最終交付株式数」といいます。）。具体的には、代表取締役が報酬諮問委員会に提案し、報酬諮問委員会の審議を経て、最終交付株式数を決定する取締役会決議により決定します。ただし、社外取締役への交付分については、貢献条件交付率は100%とします。

(d) リストリクテッド・ストック・ユニット

基準交付株式数の25%がリストリクテッド・ストック・ユニットに割当てられ、これが、以下の支給条件を満たした場合の最終交付株式数となります（以下「在籍最終交付株式数」といいます。）。

(e) 最終交付株式数

最終的に対象取締役に交付される株式数は、業績評価最終交付株式数、貢献評価最終交付株式数、在籍最終交付株式数の合計になります。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、1事業年度において、対象取締役1名当たり20,000株（ただし、社外取締役については1名当たり3,000株）以内、対象取締役全員で合計200,000株（うち、社外取締役全員で合計10,000株）以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限および対象取締役に交付する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

(D) 本制度に基づく報酬の支給条件

対象取締役が、対象期間中継続して当社の取締役または執行役員として在任することを条件とします。対象期間内において取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した場合（退任した直後に取締役または執行役員に再任した場合は含みません。）には、当該対象取締役に對して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

(二) 個人別報酬等における各種類の報酬等の割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（固定の月額報酬および、適用がある場合には各種手当）、賞与および株式報酬の3つから構成されています。当社における基本報酬、賞与および株式報酬の構成比率につきましては、原則的な割合を60%：30%：10%とするように制度設計を行っております。

(ホ) 報酬等の付与の時期の決定方針

基本報酬は月次で付与し、賞与につきましては、毎年7月頃および12月頃に付与します。株式報酬につきましては、業績評価期間満了後、上記（ハ）に記載の手續きを経て、付与することとします。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

当社においては、月額報酬および賞与については、報酬諮問委員会のメンバーである業務執行取締役または人事担当の執行役員が報酬諮問委員会に提案を行い、報酬諮問委員会が当該提案を基に審議を行い取締役会への答申をまとめ、当該答申を受けた取締役会が、株主総会において承認を得た範囲内において、報酬諮問委員会の答申を尊重して各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを、代表取締役会長・代表取締役社長に一任し、かかる委任の範囲内で代表取締役会長・代表取締役社長が決定することとしており、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を、代表取締役社長が委員を務める報酬諮問委員会での慎重な議論、検証を経たうえでの決定を行えるようにするため、報酬委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長ヴィラット クリストフに一任することを決定しています。賞与にかかわるK P Iについては、2021年12月2日の報酬

諮問委員会において、財務的指標に関しては、その目標をおおむね達成していることを確認しています。株式報酬については、報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会において決定することとしており、2021年4月13日の報酬諮問委員会において答申内容を決定し、2021年4月15日の取締役会において事後交付型株式報酬の支給を決定しています。なお、2021年度は、業績評価期間中であるため、株式交付の決定は行っておりません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 取締役 青松英男

(イ)他の法人等の業務執行者ないし社外役員の兼任状況および当該法人等と当社との関係

DRCキャピタル株式会社 代表取締役社長、JPH株式会社 代表取締役CEO、スーパーレジン工業株式会社 取締役、株式会社小堀酒造店 取締役

上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(ロ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ)当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の見地から発言を行っています。

(ニ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容

これまでの企業経営の経験などの知見に基づく助言や、少数株主の利益の代弁や利益相反の監督に関する役割を期待しており、独立役員のみで構成される会議、報酬諮問委員会および取締役会への参加を通じてその役割を果たしました。

ロ. 取締役 ラヴィンニュー ジャンジャック

(イ)他の法人等の業務執行者ないし社外役員の兼任状況および当該法人等と当社との関係

フィブ日本総代表

上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(ロ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ)当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の見地から発言を行っています。

(ニ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容

これまでの企業経営の経験などの知見に基づく助言や、少数株主の利益の代弁や利益相反の監督に関する役割を期待しており、独立役員のみで構成される会議、報酬諮問委員会および取締役会への参加を通じてその役割を果たしました。

#### ハ. 監査役 鶴巻 暁

(イ)他の法人等の業務執行者ないし社外役員の兼任状況および当該法人等と当社との関係

上條・鶴巻法律事務所、株式会社ベルシステム24ホールディングス社外取締役

上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(ロ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ)当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、主に弁護士として専門的な見地から発言を行っています。

(ニ)社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容

これまでの弁護士経験の知見に基づく助言や、少数株主の利益の代弁や利益相反の監督に関する役割を期待しており、独立役員のみで構成される会議や取締役会への参加を通じてその役割を果たしました。

#### ニ. 監査役 スベストル ピエール

(イ)他の法人等の業務執行者ないし社外役員の兼任状況および当該法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ)当事業年度における主な活動内容

当事業年度開催の取締役会9回のうち9回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に監査およびリスクマネジメントへの幅広い経験と知見から発言を行っています。

(ニ)社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容

内部統制やリスク管理および経理・財務に関する豊富な知見に基づく助言や、少数株主の利益の代弁や利益相反の監督に関する役割を期待しており、独立役員のみで構成される会議や取締役会への参加を通じてその役割を果たしました。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の監査の状況

イチコウ・マレーシア・SDN. BHD.、PT. イチコウ・インドネシア、イチコウ・インダストリーズ・タイランドCO., LTD. および市光(無錫)汽車零部件有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者)の法定監査を受けています。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>48,160</b>	<b>流動負債</b>	<b>49,290</b>
現金及び預金	5,720	支払手形及び買掛金	29,209
受取手形及び売掛金	19,091	短期借入金	300
電子記録債権	373	1年内返済予定の長期借入金	4,286
商品及び製品	5,475	リース債務	249
仕掛品	646	未払金	3,059
原材料及び貯蔵品	4,771	未払法人税等	800
短期貸付金	10,186	未払費用	4,573
その他	1,913	賞与引当金	1,043
貸倒引当金	△19	役員賞与引当金	35
		製品保証引当金	1,475
		その他の	4,257
<b>固定資産</b>	<b>64,360</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,827</b>
有形固定資産	45,352	長期借入金	2,942
建物及び構築物	12,248	リース債務	2,173
機械装置及び運搬器具	17,793	繰延税金負債	148
工具器具及び備品	6,607	退職給付に係る負債	8,341
土地	2,757	資産除去債務	95
リース資産	2,196	環境対策引当金	93
建設仮勘定	3,749	その他の	33
無形固定資産	995	<b>負債合計</b>	<b>63,118</b>
		(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,013</b>	<b>株主資本</b>	<b>51,389</b>
投資有価証券	1,373	資本	8,986
長期貸付金	1,270	資本剰余金	2,505
関係会社出資金	9,291	利益剰余金	39,952
繰延税金資産	4,486	自己株式	△54
その他	1,599	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,590</b>
貸倒引当金	△7	その他有価証券評価差額金	80
		為替換算調整勘定	△1,277
		退職給付に係る調整累計額	△1,393
		<b>非支配株主持分</b>	<b>603</b>
<b>資産合計</b>	<b>112,521</b>	<b>純資産合計</b>	<b>49,402</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>112,521</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		125,510
売上原価		100,740
売上総利益		24,770
販売費及び一般管理費		19,207
営業利益		5,562
営業外収益		
受取利息及び配当金	155	
持分法による投資利益	1,333	
投資有価証券売却益	18	
その他	19	1,525
営業外費用		
支払利息	131	
支払手数料	7	
環境対策費	126	
為替差損	262	
その他	52	581
経常利益		6,506
特別利益		
固定資産処分益	11	11
特別損失		
固定資産処分損失	172	
減損損失	190	
関係会社株式売却損	126	489
税金等調整前当期純利益		6,028
法人税、住民税及び事業税	1,308	
法人税等調整額	670	1,978
当期純利益		4,049
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		3,983

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	8,986	2,505	36,692	△45	48,138
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	3,983	—	3,983
剰余金の配当	—	—	△576	—	△576
自己株式の取得	—	—	—	△8	△8
連結範囲の変動	—	—	△147	—	△147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	3,259	△8	3,251
当期末残高	8,986	2,505	39,952	△54	51,389

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	70	△3,052	△1,597	△4,578	984	44,544
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	3,983
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△576
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△8
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9	1,774	204	1,988	△381	1,606
当期変動額合計	9	1,774	204	1,988	△381	4,858
当期末残高	80	△1,277	△1,393	△2,590	603	49,402

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>34,629</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,983</b>
現金及び預金	3,116	支払手形	444
受取手形	7	買掛金	21,408
売掛金	14,669	短期借入金	550
電子記録債権	43	1年内返済予定の長期借入金	2,586
商品及び製品	1,214	リース負債	84
仕掛品	313	未払金	2,000
原材料及び貯蔵品	2,811	未払法人税等	505
前払費用	323	未払費用	2,594
未収入金	648	預り金	432
短期貸付金	11,460	賞与引当金	757
その他	53	役員賞与引当金	24
貸倒引当金	△31	製品保証引当金	1,417
		その他	3,175
<b>固定資産</b>	<b>52,114</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,566</b>
有形固定資産	32,430	長期借入金	2,942
建物	8,279	リース負債	634
構築物	230	退職給付引当金	6,808
機械及び装置	12,326	資産除去債務	88
車両運搬具	101	環境対策引当金	93
工具器具及び備品	6,225		
土地	2,031		
リース資産	712		
建設仮勘定	2,522		
無形固定資産	161		
借地権	3		
施設利用権	14		
ソフトウェア	142		
リース資産	1		
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,522</b>		
投資有価証券	45		
関係会社株	4,897		
関係会社出資	5,384		
長期貸付金	2,770		
長期前払費用	100		
繰延税金資産	3,921		
その他	2,410		
貸倒引当金	△7		
<b>資産合計</b>	<b>86,743</b>		
		<b>負債合計</b>	<b>46,550</b>
		(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>40,193</b>
		資本金	8,986
		資本剰余金	2,318
		資本準備金	2,318
		利益剰余金	28,942
		その他利益剰余金	28,942
		繰越利益剰余金	28,942
		自己株	△54
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>40,193</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>86,743</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		94,465
売 上 原 価		76,096
売 上 総 利 益		18,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,722
営 業 利 益		3,646
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	289	
受 取 配 当 金	2	
固 定 資 産 賃 貸 料	120	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18	
そ の 他	2	432
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
支 払 手 数 料	7	
固 定 資 産 賃 与 費 用	91	
環 境 対 策 費	126	
為 替 差 損	114	407
経 常 利 益		3,671
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	50	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	310	361
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	139	139
税 引 前 当 期 純 利 益		3,893
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	890	
法 人 税 等 調 整 額	153	1,044
当 期 純 利 益		2,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合
当期首残高	8,986	2,318	2,318	26,670	26,670
当期変動額					
当期純利益	-	-	-	2,848	2,848
剰余金の配当	-	-	-	△576	△576
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,271	2,271
当期末残高	8,986	2,318	2,318	28,942	28,942

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△45	37,929	1	1	37,930
当期変動額					
当期純利益	-	2,848	-	-	2,848
剰余金の配当	-	△576	-	-	△576
自己株式の取得	△8	△8	-	-	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	△1	△1	△1
当期変動額合計	△8	2,263	△1	△1	2,262
当期末残高	△54	40,193	0	0	40,193

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

市光工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永千尋

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寒河江祐一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬野隆一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、市光工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、市光工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年 2月22日

市光工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寒河江 祐一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、市光工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

市光工業株式会社	監査役会
常勤監査役	加藤 伸 曜 印
社外監査役	鶴 巻 暁 印
社外監査役	スバストル ピエール 印

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、研究開発および設備投資による企業価値の向上ならびに株主の皆さまへの利益還元の上を基本方針とし、現下の厳しい競争環境や配当性向の水準などを総合的に勘案し、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

### (1) 配当財産の種類

金銭

### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき3円50銭 総額336,405,503円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことにもない、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更にとまなう効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役オードバディアリ、ヴィラット クリストフ、宮下和之、中野秀男、白土秀樹、アーバン アラン、マルテネッリ マウリッツオ、ガルニエ ロドルフ、青松英男、ラヴィンニュ ジャンジャックの10氏は、本総会終結の時をもって、全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当社の株式数
1	[再任] オードバディアリ (1960年11月15日生)	<p>2008年6月 当社取締役 2010年10月 当社代表取締役社長、監査室・品質保証本部管掌 2011年6月 当社代表取締役社長、監査室・開発本部管掌 2012年4月 当社代表取締役社長、監査室管掌 2017年6月 当社代表取締役会長CEO、監査室管掌 2021年3月 当社代表取締役会長、監査室管掌 (現在に至る)</p> <p>[他の会社の略歴] 1987年 シーメンス社技術センターR&amp;Dエンジニア 1999年 ヴァレオグループ副社長中国担当 (ヴァレオ・チャイナ本部) 2007年 ヴァレオグループ副社長東アジア担当、ヴァレオジャパン株式会社(現株式会社ヴァレオジャパン) 代表取締役社長 2010年 ヴァレオグループ副社長日本担当、ヴァレオエンジンクーリングジャパン株式会社代表取締役、ヴァレオジャパン株式会社(現株式会社ヴァレオジャパン) 代表取締役社長 2017年6月 株式会社ヴァレオジャパン代表取締役社長 2018年3月 同社代表取締役社長、ヴァレオカベックジャパン株式会社取締役 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社ヴァレオジャパン代表取締役社長、ヴァレオカベックジャパン株式会社取締役</p> <p>取締役候補者とした理由 2010年に代表取締役に就任以来、コア事業への経営資源の集中による、当社グループの業績改善を推進いたしました。また、コンプライアンスの徹底などを含むガバナンス体制の強化も推進しており、持続的な成長を確保すべく、引き続き取締役候補者としてしました。</p> <p>取締役在任期間(本株主総会終結時) 13年9カ月</p>	64,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
2	[再任] ヴィラット クリストフ (1972年5月28日生)	<p>2011年8月 当社執行役員、経理本部長 2012年6月 当社常務執行役員、経理本部長 2014年6月 当社常務執行役員、ライティング事業本部長 2017年6月 当社取締役兼専務執行役員、 ライティング事業本部長 2021年3月 当社代表取締役社長CEO、 ライティング事業本部長 (現在に至る)</p> <p>[他の会社の略歴] 1996年 ヴアレオクリマシステム社(旧シーメンス) インダストリアル&amp;プロジェクトコントロー ラー(ドイツ) 2000年 株式会社ゼクセルヴァレオクライメート・コ ントロール社海外部門ファイナンシャルコン トローラー&amp;経営企画部長 2006年 ヴアレオクライメートコントロール(フラン ス)技術&amp;空調部門社長 2010年 ヴアレオクライメートコントロール(フラン ス)プロダクトグループアフターマーケット 本部長</p> <p>【重要な兼職の状況】 当社執行役員就任後、現在に至るまで、重要な兼職はありません。</p> <p>取締役候補者とした理由 世界中の自動車業界に20年以上携わってきたことから本 業界における幅広い知識を有しており、加えてマネジメン ト業務においても優れた能力を発揮しております。現在、 当社の代表取締役社長兼ライティング事業の統括責任者と して職務を遂行しており、これらの見識や経験を今後の取 締役会の審議に活かすことで、当社グループの企業価値向 上に寄与することができると判断しましたので、引き続き 取締役候補者となりました。</p> <p>取締役在任期間(本株主総会終結時) 4年9カ月</p>	9,150株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
3	<p>[再任] みやしたかずゆき 宮下和之 (1966年11月9日生)</p>	<p>1990年4月 当社入社 2006年10月 当社品質保証本部初期流動品質保証部長 2008年10月 当社プロジェクトQCD保証室長 2009年3月 当社プロジェクトマネジメント室長 2010年4月 当社プロジェクトマネジメント室長、執行役員 2011年6月 当社常務取締役、プロジェクトマネジメント設計本部管掌 2012年4月 当社常務取締役、プロジェクトマネジメント本部・開発本部管掌 2012年6月 当社取締役兼常務執行役員、プロジェクトマネジメント本部・開発本部担当 2014年4月 当社取締役兼常務執行役員、プロジェクトマネジメント本部担当、生産統括本部長 2016年2月 当社取締役兼常務執行役員、プロジェクトマネジメント本部・新製品進行室担当、生産統括本部長 2016年6月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・新製品進行室担当、プロジェクトマネジメント本部長、生産統括本部長 2017年4月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・先行開発本部・新製品進行室担当、プロジェクトマネジメント本部長、生産統括本部長 2017年5月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・先行開発本部・生産統括本部・新製品進行室担当、プロジェクトマネジメント本部長 2018年4月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・先行開発本部・生産技術本部・新製品進行室担当、プロジェクトマネジメント本部長 2019年2月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・先行開発本部・生産技術本部担当、プロジェクトマネジメント本部長 2020年6月 当社取締役兼務専務執行役員、開発本部・先行開発本部担当、プロジェクトマネジメント本部長 2021年3月 当社代表取締役副社長C T O、開発本部・先行開発本部担当、プロジェクトマネジメント本部長 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】 当社入社後、現在に至るまで、重要な兼職はありません。</p> <p>取締役候補者とした理由 長きにわたり新規製品のプロジェクトマネジメントや品質管理に従事した後、設計開発や生産統括も管轄するなど、製造、技術面における高い見識を有しており、現在、代表取締役副社長C T O、開発本部・先行開発本部担当、プロジェクトマネジメント本部長として職務を遂行しています。これらの知識、経験を活かしていくことが当社グループの企業価値向上に必要であると判断しましたので、引き続き取締役候補者としました。</p> <p>取締役在任期間（本株主総会終結時） 10年9カ月</p>	18,805株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
4	<p>[再任] なか の ひで お 中 野 秀 男 (1959年12月11日生)</p>	<p>2011年6月 当社事業本部執行役員 2012年6月 当社常務執行役員、事業本部長 2013年6月 当社常務執行役員、ミラー事業本部長、 I P S ・ 物 流 本 部 長 2014年6月 当社常務執行役員、ミラー事業本部長 2015年6月 当社常務執行役員、ミラー事業本部長、 ASEAN Operations Director 2016年6月 当社取締役兼務専務執行役員、 ミラー事業本部長、ASEAN Operations Director 2018年6月 当社取締役兼務専務執行役員、ミラー事業本部長 (現在に至る)</p> <p>[他の会社の略歴] 1982年4月 ハネウェルジャパン株式会社入社 2007年5月 ヴアレオジャパン株式会社 (現株式会社ヴァレオジャパン) 入社 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】 当社執行役員就任後、現在に至るまで、重要な兼職はありません。</p> <p>取締役候補者とした理由 外資系も含めた自動車部品業界での豊富な経験から培った製造オペレーションの改善や企業経営に関する高い見識を有しております。現在は、ミラー事業の責任者として業務を推進しており、これらの見識や経験を今後の取締役会における審議に活かすことで、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>取締役在任期間 (本株主総会終結時) 5年9カ月</p>	8,150株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
5	<p>[再任]</p> <p>しらとひで 白土秀樹 (1959年6月4日生)</p>	<p>2014年5月 当社経営企画室長 2014年6月 当社執行役員、経営企画室長 2016年6月 当社取締役兼務常務執行役員、経営企画室、 法務室、経理本部、コンパスGCC部担当 2017年1月 当社取締役兼務常務執行役員、経営企画室、 法務室、経理本部担当 2017年6月 当社取締役兼務専務執行役員、経営企画室、 法務室、経理本部担当 2021年3月 当社取締役兼務専務執行役員CFO、経営企 画室、法務室、経理本部担当 (現在に至る)</p> <p>[他の会社の略歴]</p> <p>1983年4月 株式会社日本興業銀行入行 1998年6月 同行シカゴ支店次長 2003年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 ストラクチャードファイナンス営業部米州室長 2006年3月 みずほ証券株式会社アドバイザリー第5部長 2008年6月 同社投資銀行第6部長 2012年4月 米国みずほ銀行社長</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>当社経営企画室長就任後、現在に至るまで、重要な兼職は ありません。</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>海外も含めた金融機関での豊富な経験から培った企業経 営に関する高い見識を有しております。現在は、経営企 画・法務・経理部門を担当し、経営戦略・ガバナンス・財 務戦略を推進しており、これらの見識や経験を今後の取締 役会における審議に活かすことで、当社グループの企業価 値向上に寄与できると判断しましたので、引き 続き取締役候補者としました。</p> <p>取締役在任期間（本株主総会終結時） 5年9カ月</p>	24,444株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
6	[再任] マルテネッリ マウリッツォ (1960年9月15日生)	<p>2017年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>[他の会社の略歴]</p> <p>1994年 アライドシグナルオートモーティブブレーキシステム</p> <p>2000年 ヴァレオリイティングシステム イタリア事業部長</p> <p>2005年 北部ヨーロッパ地区ヴァレオリイティングシステム本部長</p> <p>2008年 ヴァレオサーマルプロダクトグループ エンジン冷却装置担当副社長</p> <p>2010年 ヴァレオサーマルプロダクトグループ サーマルパワートレイン担当副社長</p> <p>2011年 ヴァレオイタリアグループ社長兼フィアット・イヴェコグループ カスタマーダイレクター</p> <p>2012年 ヴァレオリイティングシステムプロダクトグループ副社長</p> <p>2014年 ヴァレオビジビリティシステムビジネスグループ社長 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>ヴァレオビジビリティシステムビジネスグループ社長、ヴァレオS. p. A. 取締役兼法定代表、ヴァレオヴィジョンSAS社長、ヴァレオイルミナシオンS. A. U. 取締役兼会長兼法定代表、ヴァレオヴィジョンバルシック取締役兼法定代表</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>自動車部品業界における長年の経験を有しており、卓越した経営力を発揮しております。これらの高い見識を活かし、取締役として当社グループの経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>取締役在任期間 (本株主総会終結時) 4年9カ月</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
7	<p>[新任]</p> <p>ベ レ ス ラ ウ ー ル (1977年12月21日生)</p>	<p>【他の会社の略歴】</p> <p>1999年 SEAT S. A. (VWグループ) 入社  2002年 ヴァレオシルバニア (アメリカ) コントローラー  2006年 ヴァレオチャイナライティングシステムCFO  2008年 ヴァレオノースアメリカエレクトロカルシ  テムCFO  2010年 ヴァレオ ナショナルファイナンスダイレク  ター (メキシコ)  2012年 ヴァレオライティングシステムプロダクトグ  ループ (フランス) ファイナンスダイレクター  2022年 ヴァレオビジビリティビジネスグループ フ  ァイナンス担当副社長  (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>ヴァレオビジビリティビジネスグループ ファイナンス担  当副社長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>欧州、北米、中米、およびアジアにおける自動車および  自動車部品業界において、20年以上会計・財務業務に携わ  っており、監督者としても手腕を発揮しています。またヴ  ァレオグループの経営にも精通しており、これらの知見や  経験を活かし、取締役としてグローバルな観点から当社グ  ループの経営を監督していただくことが最適であると判断  しましたので、取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当 社の株式数
8	[再任] [社外] [独立] あお まつ ひで お 青 松 英 男 (1954年6月29日生)	2015年6月 当社取締役 (現在に至る) [他の会社の略歴] 1977年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー アナリスト 1982年1月 国際復興開発銀行プロジェクトオフィサー 1986年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー アソシエイト 1989年2月 モルガンギャランティートラスト銀行 (現JPモルガン) ヴァイス・プレジデント 1992年5月 NMロスチャイルド・アンド・サンズ・リミテッド駐日代表 1996年4月 ロスチャイルド・ジャパン株式会社代表取締役社長 1999年10月 アクティブ・インベスト・パートナーズ・リミテッド代表パートナー 2002年6月 アクティブ・インベストメント・パートナーズ株式会社代表取締役社長 2005年12月 DRCキャピタル株式会社代表取締役社長 2018年10月 JPH株式会社代表取締役CEO 2019年8月 スーパーレジン工業株式会社取締役 2020年4月 株式会社小堀酒造店取締役 (現在に至る)  【重要な兼職の状況】 DRCキャピタル株式会社代表取締役社長、JPH株式会社代表取締役CEO、スーパーレジン工業株式会社取締役、株式会社小堀酒造店取締役  社外取締役候補者とした理由 海外も含めたアドバイザー会社や金融機関での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。更に、ファンド運営会社の運営を通じた出資先企業の経営改善に関する豊富な経験もあり、継続して社外取締役として当社グループの経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き独立の社外取締役候補者となりました。  社外取締役在任期間 (本株主総会終結時) 6年9カ月	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 【重要な兼職の状況】	所有する当社の株式数
9	[再任] [社外] [独立]  ラヴィンニュ ジャンジャック (1954年9月7日生)	2020年3月 当社取締役 (現在に至る) [他の会社の略歴] 1981年 I R S I D (フランス製鉄研究所) 入社 1983年 S G N (原子力エンジニアリング会社) 入社 1987年 S G N ジャパン六ヶ所村再処理工場での使用済核燃料再処理技術担当  1996年 在日フランス大使館原子力参事官 2002年 アレバジャパン株式会社副社長 2007年 フィブ日本総代表、フィブジャパン連絡事務所 (現在に至る)  【重要な兼職の状況】 フィブ日本総代表  社外取締役候補者とした理由 長年、原子力業界に携わったのち2007年からフィブグループという自動車業界以外の物流、エネルギー、金属、航空、鉱物等の種々の産業界に対して、工作機械、ツール、ソリューションを提供する会社の日本代表を経験しており、自動車業界以外の産業に関する豊富な見識を有しています。これらの高い見識を活かし社外取締役として当社グループの経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者となりました。  社外取締役在任期間 (本株主総会最終時) 2年	0株

- (注) 1. オードバディ アリ氏は2017年6月30日付で株式会社ヴァレオジャパンの代表取締役社長に就任しました。同社は当社におけるワイパーおよびフォグランプの事業分野と同種の事業を営んでいます。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青松英男およびラヴィンニュ ジャンジャックの両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出しており、本議案において両氏が再任された場合、届け出を継続する予定であります。
4. 当社は、親会社のヴァレオ社のグループで保険契約している役員等賠償責任保険に加入しており、各候補者のうちペレス ラウール氏以外の各候補者は、本議案が承認されて取締役に再任された場合には、引き続き被保険者に含まれることになり、任期途中で当該契約を更新することとなる予定です。また、ペレス ラウール氏は、本議案が承認されて取締役に選任された場合には、被保険者に含まれることになり、同氏の任期途中で当該契約を更新することとなる予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の概況」の「(3) 会社役員状況」の「④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(13ページ)に記載のとおりであります。
5. 当社は青松英男およびラヴィンニュ ジャンジャックの両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において両氏が再任された場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、2021年12月31日現在の役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
7. 取締役候補者のうちオードバディ アリ、ヴィラット クリストフ、宮下和之、中野秀男、白土秀樹の各氏は、ヴァレオ社から、ヴァレオ社株式による事後交付・業績連動発行型の株式報酬(パフォーマンスシェア)が付与されています。

(ご参考) 各候補者のスキルマトリックス

候補者番号	氏名	取締役候補者に特に期待する知見・専門的な分野							
		企業経営	自動車部品業界での経験	技術・イノベーション	法務・リスクマネジメント	財務・会計・M&A	親会社との連携	ガバナンス	独立性
1	オーダバデイリア	●	●	●			●	●	
2	ヴイラットフ	●	●	●		●	●	●	
3	宮下和之	●	●	●			●		
4	中野秀男	●	●				●		
5	白土秀樹	●			●	●		●	
6	マルテネットリオ マウリッツ	●	●	●			●	●	
7	ペラレー ラウール	●	●		●	●	●		
8	青松英男	●				●		●	●
9	ラヴィンニョ ジャンジャック	●						●	●

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 【重要な兼職の状況】	所有する当社の株式数
齋藤成倫 (1970年10月1日生)	<p>2001年 弁護士登録(東京弁護士会) 蒲野綜合法律事務所勤務</p> <p>2006年 齋藤法律事務所勤務</p> <p>2016年 東京倉庫運輸株式会社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>齋藤法律事務所勤務 東京倉庫運輸株式会社社外取締役</p> <p>補欠社外監査役候補者とした理由 弁護士としての豊富な経験を有しております。監査役に欠員が生じ急遽必要となった場合に監査役に就任していただき、企業法務に係る高い見識を当社の監査に活かしていただくことが最適であると判断しましたので、補欠社外監査役候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者齋藤成倫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 齋藤成倫氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを予定しています。
4. 齋藤成倫氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、親会社のヴァレオ社のグループで保険契約している役員等賠償責任保険に加入しております。齋藤成倫氏が監査役に就任した場合には、被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の概況」の「(3) 会社役員者の状況」の「④役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(13ページ)に記載のとおりであります。

## 第5号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬の付与に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月22日開催の第82回定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）をご承認いただき、これに加え、2020年3月26日開催の第90回定時株主総会において、事後交付型株式報酬の付与（以下「本制度」といいます。）に係る報酬の内容をご承認いただき、2021年3月25日の第91回定時株主総会において、業績条件交付率を算定する際に使用する業績目標値を各事業年度の期初において事業年度毎にそれぞれ設定する等本制度の内容の一部改定についてご承認いただいておりますが、今般、報酬諮問委員会での審議を経て、当社の組織改編の状況およびCSRへの積極的関与への評価を適切に反映した報酬制度とするため、これらの株主総会においてご承認いただいた本制度の内容を、在任条件に関する例外、およびCSRに関する目標の達成状況に応じた報酬部分を設定する等一部改定して、継続するべきであるという結論に至りました。つきましては、2021年3月25日開催の第91回定時株主総会においてご承認いただいた本制度に係る報酬の内容を一部改定のうえ改めて決定いただくべく、当社の業務執行取締役（ただし、下記に定義する当初取締役会の開催日の属する事業年度において開催される株主総会で新たに取締役に選任される者で、当該選任前に執行役員として事後交付型株式報酬の付与を受けていなかった者を除きます。）および社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、下記にて説明する改定後の本制度に基づき株式報酬を付与することにつきご承認をお願いいたします（改定箇所には下線を付しております）。

当社は、取締役の報酬等の決定に当たっては、多様で優秀な人材をひきつけ、企業価値の継続的な向上を進めることができる報酬制度とするとともに、報酬の決定プロセスを客観的で透明性の高いものとするを基本的な考え方としており、そのような観点から、本議案をご承認いただいた場合には、本議案末尾に記載の決定方針に従って取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを予定しております。また、本制度は、2016年に導入した譲渡制限付株式報酬よりも、中長期の業績やCSR成果への連動性が高く、算定方法も明確で透明性も高く、取締役の当社の中長期的な業績に対するインセンティブとなるため、継続は相当であると考えています。

第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

### 記

#### 【本制度の内容】

##### 1. 概要

本制度には、次の3つのタイプの株式報酬制度が含まれています。

(i) 業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会（以下「当初取締役会」といいます。）の開催日の属する事業年度から始まる連続した3事業年度（以下「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、当初取締役会の開催日の属する事業年度において開催された定時株主総会の日から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」といいます。）の終了後に交付する種類の株式報酬

(ii) CSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

業績評価期間におけるサステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度に応じて算出される当社株式を、対象期間終了後に交付する種類の株式報酬

(iii) リストリクテッド・ストック・ユニット

対象期間に対象取締役が継続して取締役または執行役員の地位に在任することにより、事前に定める数の当社株式を、対象期間終了後に交付する種類の株式報酬

具体的には、下記にて定める算定方法により、上記(i)ないし(iii)の種類の株式報酬相当分の当社株式を交付するため、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行または自己株式の処分の際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

なお、本制度は、業績目標達成度、業績評価期間におけるサステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度ならびに対象期間における在任の有無に応じて当社株式の交付を行うものであることから、本制度の導入時点では、株式の交付を行うか否か、ならびに株式の交付を行うことになる取締役およびその交付する株式数は確定しておりません。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる株式数として、1事業年度において、対象取締役1名当たり20,000株（ただし、社外取締役については1名当たり3,000株）以内、対象取締役全員で合計200,000株（うち、社外取締役全員で合計10,000株）以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限および対象取締役に交付する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

本議案は、下記のとおり対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額が当社の株価に応じて変動するという実態を適切に反映する観点から、本制度の目的に照らして相当と考えられる算定方法として、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議するとともに、報酬等の内容を決議する議案として付議するものであり、本議案において不確定額の報酬の上限としての算定方法および報酬等の内容を決議し、その枠内で業績目標達成度、業績評価期間におけるサ

ステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度ならびに対象期間における在任の有無に基づき報酬を定める運用を取締役に委任することになります。各対象取締役への具体的な支給時期および内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。

#### 【本制度における金銭報酬債権の額】

##### 1. 金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給されることとなる金銭（金銭報酬債権）の額については、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）に、対象期間終了後2カ月以内に開催される当該交付のための株式の発行または自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（以下「当社株式終値」といいます。）を乗じることにより算定されます。

対象取締役に支給する金銭（金銭報酬債権）の額 = 最終交付株式数×当社株式終値
---

##### 2. 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は、対象取締役ごとに定められる、取締役に選任された月（取締役に再任されている場合には、直近の再任された月とします。）の翌月の月額報酬に2を乗じた額（但し、当初取締役会において当該額よりも少ない額とすることを決定したときは、その決定された額）（以下「報酬基準額」といいます。）を、対象期間開始当初の当初取締役会の決議（以下「当初取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。）で除して算出される株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。以下「基準交付株式数」といいます。）に下記算定式のとおり一定の割合を乗じることにより算定します。

なお、対象取締役全員の報酬基準額の1事業年度当たりの総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、40百万円（うち社外取締役分6百万円）を上限とし、各対象取締役の具体的な金額は、報酬基準額に関する上記の定めに従い取締役会において決定することとし、上記の定めに従い計算した報酬基準額の総額が上記の上限を超えることとなる場合には、上限の範囲に収まるよう取締役会において合理的に調整するものとします。

(最終交付株式数の算定式)

$$\text{最終交付株式数} = \text{(i) 基準交付株式数 (①)} \times 40\% \times \text{財務業績条件交付率 (②)} + \text{(ii-a) 基準交付株式数 (①)} \times 5\% \times \text{サステナビリティ条件交付率 (③)} + \text{(ii-b) 基準交付株式数 (①)} \times 5\% \times \text{ダイバーシティ条件交付率 (④)} + \text{(iii) 基準交付株式数 (①)} \times 50\%$$

① 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{対象取締役の報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

② 財務業績条件交付率

財務業績条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る確定した連結貸借対照表および連結損益計算書により算出されるROA (Return on Asset、総資産利益率) および営業利益率の目標を業績評価期間中の事業年度毎に、原則として当該事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において毎年定め、その目標の達成程度に応じて、以下のとおり0%から100%の範囲内で算出されます。

達成程度	交付率
ROAおよび営業利益率の両方の目標を3事業年度継続して達成した場合	100%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を2事業年度(連続する2事業年度に限らない。)のみ達成した場合	90%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を1事業年度のみ達成した場合	80%
ROAまたは営業利益率の両方の目標を2事業年度(連続または共通する2事業年度に限らない。)のみ達成した場合	80%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	70%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を2事業年度(連続する2事業年度に限らない。)のみ達成し、他の指標の目標を1事業年度(上記と共通する1事業年度に限らない。)のみ達成した場合	70%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を2事業年度(連続する2事業年度に限らない。)のみ達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	60%
ROAまたは営業利益率の両方の目標を1事業年度(共通する1事業年度に限らない。)のみ達成した場合	60%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を1事業年度のみ達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	50%
上記のいずれも当てはまらない場合	0%

ROAは、以下の式により算出されます。

$$\text{ROA}(\%) = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \div \text{総資産} \times 100$$

営業利益率は、以下の式により算出されます。

$$\text{営業利益率}(\%) = \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100$$

#### ③ サステナビリティ条件交付率

サステナビリティ条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る、二酸化炭素排出量の削減目標を、原則として当該業績評価期間の最初の事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において定め、その目標を達成した場合には100%、達成しなかった場合には0%の交付率とします。

#### ④ ダイバーシティ条件交付率

ダイバーシティ条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る、当社および当社子会社における女性従業員数の増加目標を、原則として当該業績評価期間の最初の事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において定め（なお、増加目標は業績評価期間末日の数が、業績評価期間直前の事業年度末日の数の1.5倍となることを基本とし、1.2倍から3倍までの間で決定します。）、その目標を達成した場合には100%、達成しなかった場合は0%の交付率とします。

#### 【本制度に基づく報酬の支給条件】

対象取締役が、対象期間中継続して当社の取締役または執行役員として在任することを条件とします。対象期間内において取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した場合（退任した直後に取締役または執行役員に再任した場合は含みません。）には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。ただし、以下に定める場合を除きます。

- (1) 死亡：対象取締役が対象期間中に死亡した場合、死亡した対象取締役の相続人から死亡の通知を受けることを条件に、リストラクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を死亡から合理的期間内に交付します。なお、その算定においては、当社株式終値の代わりに、基準株価を用います。
- (2) 障害者：対象取締役が対象期間中に、障害者基本法第二条第一号に定める障害者となり、当社取締役会で、当該対象取締役が業務執行することができないと判断した場合、リストラクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を当該取締役会判断から合理的期間内に交付します。なお、その算定においては、当社株式終値の代わりに、基準株価を用います。
- (3) 正当事由による退任：対象取締役が対象期間中に任期満了、または取締役会が正当と認める事由により退任した場合、上記の金銭報酬債権の額および最終交付株式数の算定方法に従って算定される数の株式を対象期間終了後に交付します。

## 【ご参考】

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様に一部改定した事後交付型株式報酬制度を継続する予定です。

## 【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

当社は、基本報酬（固定の月額報酬および、適用がある場合には各種手当）、賞与、株式報酬を取締役の報酬とし、本議案をご承認いただいた場合には、以下の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）に従って取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを予定しています。

### （イ）基本報酬の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬のうち、月額報酬については、最初に取り締役に就任した時の月額報酬を、取締役が兼任する執行役員の職位および本部長の兼務の有無を考慮し決定し、2年目以降の月額報酬は、前年度の業績の年間評価、賞与に関して半期ごとに設定するK P I（Key Performance Index）のうち個人目標の達成度合い、および消費者物価指数を踏まえて、毎年増減することとしております。

### （ロ）賞与の業績指標の内容および額または数の算定方法の決定方針

賞与については、半期ごとに、最終的な会社業績に連動する指標という観点から、営業利益率、受注額、キャッシュフロー、販売価格減少率対コスト減少率の比率、開発プロジェクト毎の利益率およびR O C E（Return on Capital Employed、使用資本利益率）の中から、各取締役の役割により各人別に5つの目標項目を選定し、各目標項目に対してK P Iを設定することとしております。各K P Iの達成率が100%未満の場合には0カ月分、100%の場合には0.6カ月分、100%から150%未満の間の場合には0.6カ月分から0.9カ月分までの間を比例的に増加する月数分、150%以上の場合には0.9カ月分として各K P Iの評価月数を算出したうえで、5項目のK P Iの評価月数の合計に月額報酬を乗じた額とします。

(ハ) 株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定方針

当社の株式報酬制度は以下の通りです。

(A) 対象取締役

本制度の対象となる取締役は、業務執行取締役（ただし、株式報酬が付与される年に新たに取締役に選任される者で、当該選任前に執行役員として事後交付型株式報酬の付与を受けていなかった者を除きます。）および社外取締役です（以下「対象取締役」といいます。）。

(B) 業績評価期間

本制度により業績を評価する期間は、対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会の開催日の属する事業年度から始まる連続した3事業年度（以下「業績評価期間」といいます。）です。

(C) 本制度の構成および最終交付株式数の計算方法

本制度は、業績評価期間のROA（Return on Asset、総資産利益率）および営業利益率のそれぞれの目標の達成度合いに応じて交付される株式数が決まる部分（以下「業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット」といいます。）、業績評価期間におけるサステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度に応じて交付される株式数が決まる部分（以下「CSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニット」といいます。）、ならびに対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会（以下「当初取締役会」といいます。）の開催日の属する事業年度において開催された定時株主総会の日から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」といいます。）に在籍することにより交付される部分（以下「リストラクテッド・ストック・ユニット」といいます。）の、3つの部分から構成されます。

(a) 基準交付株式数

まず最初に、業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットの達成度とCSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニットの評価が全て100%だった場合で、かつ3年間に在籍した場合に交付される株式数（以下「基準交付株式数」といいます。）を、当初取締役会の決議において、取締役就任の翌月の月額報酬額に2を乗じた額（但し、当初取締役会において当該額よりも少ない額とすることを決定したときは、その決定された額。以下「報酬基準額」といいます。）を、当該取締役会決議の日の前営業日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）で除することにより決定します。

なお、対象取締役全員の報酬基準額の1事業年度当たりの総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、40百万円（うち社外取締役分6百万円）を上限とし、各対象取締役の具体的な金額は、報酬基準額に関する上記の定めに従い取締役会において決定することとし、上記の定めに従い計算した

報酬基準額の総額が上記の上限を超えることとなる場合には、上限の範囲に収まるよう取締役会において合理的に調整するものとします。

(b)業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

基準交付株式数の40%が業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに割当てられます（以下「業績評価割当株式数」といいます。）。業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに関する最終交付株式数は、業績評価割当株式数に、株価と相関関係の高い指標という観点からROAと営業利益率の目標の達成年数に応じて、以下の表のとおり0%から100%の範囲内で算出される交付率を乗じることにより計算します（以下「業績評価最終交付株式数」といいます。）。達成事業年度が2年の場合には連続または共通する2事業年度に限りません。ROAおよび営業利益率の目標は、業績評価期間中の事業年度毎に、原則として当該事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において毎年定め、ROAと営業利益率の目標達成度は、本制度に基づく事後交付型株式報酬の付与を決定する取締役会において、審議決定します。

財務業績条件交付率		営業利益率達成年度			
		0年	1年	2年	3年
ROA達成年度	0年	0%	50%	60%	70%
	1年	50%	60%	70%	80%
	2年	60%	70%	80%	90%
	3年	70%	80%	90%	100%

(c)CSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

基準交付株式数の10%がCSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに割当てられます（以下「CSR成果評価割当株式数」といいます。）。CSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニットに関する最終交付株式数は、CSR成果評価割当株式数の50%に、業績評価期間におけるサステナビリティ目標が達成された場合は100%、達成されなかった場合は0%の交付率（以下「サステナビリティ条件交付率」といいます。）、残りの50%にダイバーシティ目標が達成された場合は100%、達成されなかった場合は0%の交付率（以下「ダイバーシティ条件交付率」といいます。）を乗ずることにより計算します（以下「CSR成果評価最終交付株式数」といいます。）。サステナビリティ目標およびダイバーシティ目標は、業績評価期間の最初の事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において定め、サステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度は、本制度に基づく事後交付型株式報酬の付与を決定する取締役会において、審議決定します。

(d) リストリクテッド・ストック・ユニット

基準交付株式数の50%がリストリクテッド・ストック・ユニットに割当てられ、これが、下記(D)の支給条件を満たした場合の最終交付株式数となります(以下「在籍最終交付株式数」といいます。)

(e) 最終交付株式数

最終的に対象取締役に交付される株式数は、業績評価最終交付株式数、C S R成果評価最終交付株式数、在籍最終交付株式数の合計になります。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる株式数として、1事業年度において、対象取締役1名当たり20,000株(ただし、社外取締役にについては1名当たり3,000株)以内、対象取締役全員で合計200,000株(うち、社外取締役全員で合計10,000株)以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限および対象取締役に交付する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

(D) 本制度に基づく報酬の支給条件

対象取締役が、対象期間中継続して当社の取締役または執行役員として在任することを条件とします。対象期間内において取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した場合(退任した直後に取締役または執行役員に再任した場合は含みません。)には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。ただし、以下に定める場合を除きます。

- (a) 死亡：対象取締役が対象期間中に死亡した場合、死亡した対象取締役の相続人から死亡の通知を受けることを条件に、リストリクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を死亡から合理的期間内に交付します。
- (b) 障害者：対象取締役が対象期間中に、障害者基本法第二条第一号に定める障害者となり、当社取締役会で、当該対象取締役が業務執行することができないと判断した場合、リストリクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を当該取締役会判断から合理的期間内に交付します。
- (c) 退任：対象取締役が対象期間中に任期満了、または取締役会で正当と認められる事由により退任した場合、上記の最終交付株式数の計算方法に従って算定される数の株式を対象期間終了後に交付します。

(ニ) 個人別報酬等における各種類の報酬等の割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（固定の月額報酬および、適用がある場合には各種手当）、賞与および株式報酬の3つから構成されています。当社における基本報酬、賞与および株式報酬の構成比率につきましては、原則的な割合を60%：30%：10%とするように制度設計を行っております。

(ホ) 報酬等の付与の時期の決定方針

基本報酬は月次で付与し、賞与につきましては、毎年7月頃および12月頃に付与します。株式報酬につきましては、業績評価期間満了後、上記（ハ）に記載の手続きを経て、付与することとします。

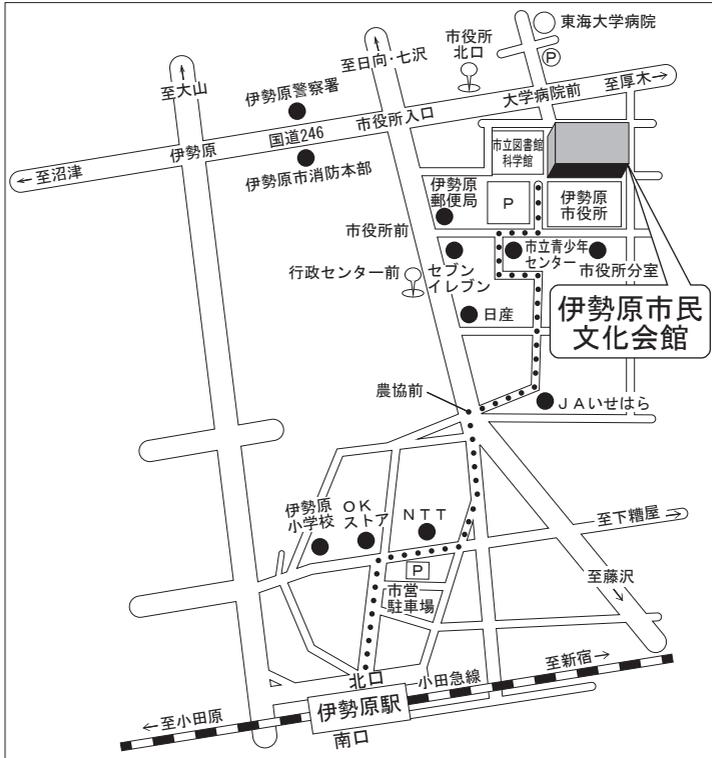
(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

当社においては、月額報酬および賞与については、報酬諮問委員会のある業務執行取締役または人事担当の執行役員が報酬諮問委員会に提案を行い、報酬諮問委員会が当該提案を基に審議を行い取締役会への答申をまとめ、当該答申を受けた取締役会が、株主総会において承認を得た範囲内において、報酬諮問委員会の答申を尊重して各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを、代表取締役会長・代表取締役社長に一任し、かかる委任の範囲内で代表取締役会長・代表取締役社長が決定することとしております。株式報酬については、報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会において決定することとしております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 伊勢原市民文化会館 1階 小ホール  
神奈川県伊勢原市田中348番地  
電話番号 0463-92-2300



- 伊勢原駅～徒歩（13分／図の点線経路）
- バス（神奈川中央交通／伊勢原駅～伊勢原市民文化会館）
  - ・北口②番線、愛甲石田駅行「市役所北口」バス停下車
  - ・南口④番線、東海大学病院行「行政センター前」バス停下車
- 電車（小田急電鉄／伊勢原駅下車）
  - ・新宿～伊勢原駅（急行60分）・小田原～伊勢原駅（急行30分）
  - ・JR横浜駅～（相鉄線）海老名駅～（小田急電鉄）伊勢原駅（急行50分）

※当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。